

# 島田市給水装置設置工事指針（資料集）令和5年3月

## 目次

第1章 参考資料 .....	2
1-1 給水装置の構造及び材質（施行令第6条） .....	2
1-2 給水装置用材料の認証基準.....	2
1-3 給水量・口径の算定方法 .....	2
1-4 三階直結直圧式給水.....	13
1-5 河川横断原則図.....	15
1-6 道路占用・河川占用完了時提出書類.....	16
1-7 給水装置工事事業者指定制度について .....	17
1-8 指定給水装置工事事業者の指定取消し等に関する基準.....	18
第2章 様式集.....	24
2-1 土地家屋使用承諾 .....	24
2-2 給水管分岐承諾.....	25
2-3 貯水槽水道届出書 .....	26
2-4 貯水槽維持管理に関する確認書 .....	27
2-5 三階直結直圧給水協議書兼誓約書.....	28
2-6 分譲地等の止水栓止工事 .....	29
2-7 自家水との分離（クロスコネクション） .....	30
2-8 所有者変更届出書 .....	31
2-9 給水装置分岐工事連絡表 .....	32
2-10 工事検査申請書.....	33
第3章 料金表.....	34
3-1 加入分担金（令和元年10月1日現在） .....	34
3-2 各種手数料（令和元年10月1日現在） .....	34

## 第1章 参考資料

### 1-1 給水装置の構造及び材質（施行令第6条）

- (1) 配水管への取付位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。
- (2) 配水管への取付けにおける給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（クロスコネクションの禁止）
- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

### 1-2 給水装置用材料の認証基準

給水装置に使用する材料は、施行令第6条で規定する給水装置の構造及び材料の基準、基準省令に適合した製品（認証品）のうち、使用場所に適したものとする。

#### (1) 認商品の種類

##### ア 自己認証品

製造業者や販売業者が自らの責任において基準適合性を消費者に対して証明しているもの

##### イ 第三者認証品

製造業者等との契約により、中立的な第三者認証機関が製品試験、工場検査等を行っているもの。認証機関として、（公社）日本水道協会（JWWA）、（一財）日本ガス機器検査協会（JIA）、（一財）日本燃焼器具協会（JHIA）、（一財）電気安全環境研究所（JET）、（株）UL Japan（UL）など

##### ウ J I S規格品（日本産業標準調査会）

### 1-3 給水量・口径の算定方法

#### 1. 計画給水量の決定

計画給水量は、給水管の口径、受水槽容量など給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途や面積、水の使用用途、使用人数、給水栓数等を考慮したうえで決定する。計画給水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえて、使用実態に応じた方法を選択する。

#### (1) 直結直圧方式の計画給水量

##### ① 一戸建て等の場合

##### ア 同時に使用する給水用具を設定して算出する方法

同時に使用する給水用具を（表2-1）から求め、任意に同時に使用する給水用具を

設定し、設定された給水用具の吐出量を足し合わせて同時使用水量を求める方法である。使用形態に合わせた設定が可能であるが、使用形態は種々変動するため、すべてに対応するには使用形態の組み合わせを変えた計算が必要となることから使用頻度の高い給水用具（台所、洗面器等）を含めて設定するなどの配慮が必要である。

学校や駅の手洗い所のように同時使用率が高い場合には手洗器、小便器、大便器等その用途ごとに（表 2-1）を適用して合算する。

一般的な給水用具の種類別吐水量は、（表 2-2）のとおりである。また、給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。

表 2-1 同時使用率を考慮した給水用具数（水道施設設計指針 2012）

総給水用具数（個）	同時使用率を考慮した給水用具数（個）
1	1
2～4	2
5～10	3
11～15	4
16～20	5
21～30	6

表 2-2 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径（水道施設設計指針 2012）

用途	使用水量 (ℓ/min)	対応する給水用具の口径 mm)	備考
台所流し	12～40	13～20	
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面器	8～15	13	
浴槽（和式）	20～40	13～20	
浴槽（洋式）	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器（洗浄タンク）	12～20	13	
小便器（洗浄弁）	15～30	13	1回(4～6秒)の吐水量 2～3ℓ
大便器（洗浄タンク）	12～20	13	
大便器（洗浄弁）	70～130	25	1回(8～12秒)の吐水量 13.5～16.5ℓ
手洗器	5～10	13	
消火栓（小型）	130～260	40～50	
散水	15～40	13～20	
洗車	35～65	20～25	業務用

表 2-3 給水用具の標準使用水量（水道施設設計指針 2012）

給水器具の口径（mm）	13	20	25
標準使用水量（ℓ/min）	17	40	65

イ 標準化した同時使用水量により求める方法

この方法は給水用具の数と同時使用水量との関係について標準値から求める方法である。次式のように給水装置内の全ての給水用具の個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を給水用具の総数で除した値に、同時使用水量比（表 2 - 4）を乗じて求める方法である。

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{給水用具総数} \times \text{同時使用水量比}$$

表 2 - 4 給水用具数と同時使用水量比（水道施設設計指針 2012）

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

② 集合住宅の場合

ア 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 42 \times (\text{戸数})^{0.33} \quad \text{【10 戸未満】}$$

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 19 \times (\text{戸数})^{0.67} \quad \text{【10 戸～600 戸未満】}$$

イ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 26 \times (\text{人数})^{0.36} \quad \text{【30 人以下】}$$

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 13 \times (\text{人数})^{0.56} \quad \text{【31 人～200 人以下】}$$

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 6.9 \times (\text{人数})^{0.67} \quad \text{【201 人～2000 人以下】}$$

ウ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 26 \times (\text{人数})^{0.36} \quad \text{【30 人以下】}$$

$$\text{同時使用水量 (ℓ/min)} = 15.2 \times (\text{人数})^{0.51} \quad \text{【31 人以上】}$$

エ 給水用具給水負荷単位により求める方法

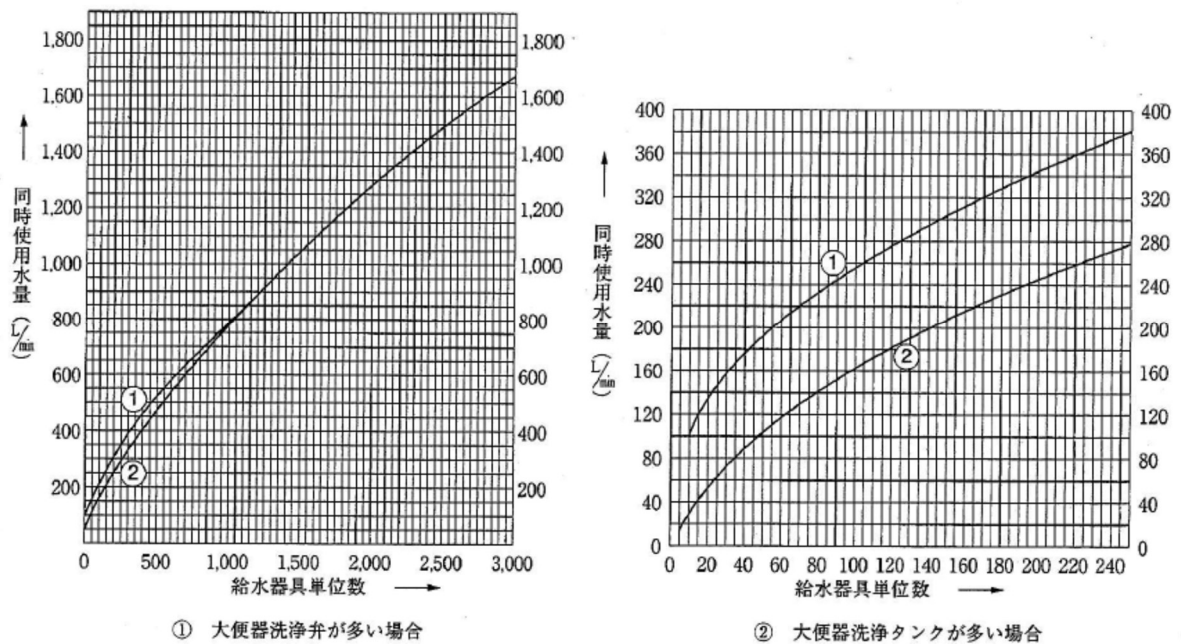
この方法は、一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル、集合住宅等の場合に用いる。給水用具給水付加単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量は、各種給水用具の給水用具給水負荷単位（表 2 - 5）に給水用具数を乗じたものを累計し、同時使用流量図（図 2 - 1）を利用して求める。

表 2 - 5 給水用具給水負荷単位（水道施設設計指針 2012）

器具名	水 洗	器具給水負荷単位	
		公衆用	私室用
大便器	洗浄弁	10	6
大便器	洗浄タンク	5	3
小便器	洗浄弁	5	
小便器	洗浄タンク	3	
洗面器	給水栓	2	1
手洗器	給水栓	1	0.5

医療用洗面器	給水栓	3	
事務室用流し	給水栓	3	
台所流し	給水栓		3
料理場流し	給水栓	4	2
料理場流し	混合栓	3	
食器洗流し	給水栓	5	
連合流し	給水栓		3
洗面流し（水洗1個につき）	給水栓	2	
掃除用流し	給水栓	4	3
浴槽	給水栓	4	2
シャワー	混合栓	4	2
浴室—そろい	大便器が洗浄弁による場合		8
浴室—そろい	大便器が洗浄タンクによる場合		6
炊飯器	水飲み水栓	2	1
湯流し器	ボールタップ	2	
散水・車庫	給水栓	5	

図2-1 同時使用流量図（水道施設設計指針2012）



(2) 受水槽式給水の計画給水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は1日当りの計画使用水量（計画1日使用水量）を使用時間で除した水量とする。

計画1日使用水量は、建物種別単位給水量・使用時間・使用人員（表2-7）を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画1日使用水量の算定には、次の方法がある。

- ① 1人1日使用水量×使用人員（又は単位床面積当たり人員×延床面積）
- ② 建築物の単位床面積当りの使用水量×延床面積
- ③ その他使用水量実績による算定

受水槽容量は計画1日使用水量の4/10～6/10程度が標準である。

共同住宅における1戸当り計画1日使用水量は（表2-6）のとおりとする。

表2-6

間取りタイプ	1戸当り計画1日使用水量
1K・1DK	250 <sup>リットル</sup> ×1.5人=375 <sup>リットル</sup>
1LDK・2K・2DK	250 <sup>リットル</sup> ×3.0人=750 <sup>リットル</sup>
2LDK・3K・3DK・3LDK・4DK	250 <sup>リットル</sup> ×3.5人=875 <sup>リットル</sup>
4LDK	250 <sup>リットル</sup> ×4.0人=1,000 <sup>リットル</sup>

表2-7 (水道施設設計指針2012)

建物種類	単位給水量 (1日当り)	使用時間 (h/日)	注 記	有効面積当りの 人員など	備 考
戸建て住宅	200～400 <sup>リットル</sup> /人	10	居住者1人当り	0.16人/m <sup>2</sup>	
集合住宅	200～350 <sup>リットル</sup> /人	15	居住者1人当り	0.16人/m <sup>2</sup>	
单身寮	400～600 <sup>リットル</sup> /人	10	居住者1人当り		
官公庁・事務所	60～100 <sup>リットル</sup> /人	9	在勤者1人当り	0.2人/m <sup>2</sup>	男子50 <sup>リットル</sup> /人、女子100 <sup>リットル</sup> /人、社員食堂・シャワーなどは別途加算
工場	60～100 <sup>リットル</sup> /人	操業時間 +1	在勤者1人当り	座作業0.3人/m <sup>2</sup> 立作業0.1人/m <sup>2</sup>	男子50 <sup>リットル</sup> /人、女子100 <sup>リットル</sup> /人、社員食堂・シャワーなどは別途加算
総合病院	1500～3500 <sup>リットル</sup> /床 30～60 <sup>リットル</sup> /m <sup>2</sup>	16	延面積1m <sup>2</sup> 当り		設備内容などにより詳細に検討する
ホテル全体	500～6000 <sup>リットル</sup> /床	12			同上
ホテル客室部	350～450 <sup>リットル</sup> /床	12			客室部のみ
保養所	500～800 <sup>リットル</sup> /人	10			
喫茶店	20～35 <sup>リットル</sup> /客 55～130 <sup>リットル</sup> /店舗m <sup>2</sup>	10		店舗面積には厨 房面積を含む	厨房で使用される水量のみ
飲食店	55～130 <sup>リットル</sup> /客 110～530 <sup>リットル</sup> /店舗	10			便所洗浄水などは別途加算

社員食堂	m <sup>2</sup> 25～50 ㍻/食	10			定性的には軽食、そば、和食、洋食、中華の順に多い
給食センター	80～140 ㍻/食堂m <sup>2</sup> 20～30 ㍻/食	10			
デパート スーパーマーケット	15～30 ㍻/㎡	10	延面積 1 ㎡当り		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高等学校	70～100 ㍻/人	9	(生徒+職員) 1 人当り		教師・職員分を含む。プール用水(40～100 ㍻/人)は別途加算
大学講義棟	2～4 ㍻/㎡	9	延面積 1 ㎡当り		実験・研究用水は別途加算
劇場・映画館	25～40 ㍻/㎡ 0.2～0.3 ㍻/人	14	延面積 1 ㎡当り 入場者 1 人当り		従業員分・空調用水を含む
ターミナル駅	10 ㍻/1000 人	16	乗降客 1000 人当り		列車給水・洗車用水は別途加算
普通駅	3 ㍻/1000 人	16	乗降客 1000 人当り		従業員分・多少のテナント分を含む
寺院・教会	10 ㍻/人	2	参加者 1 人当り		常住者・常勤者分は別途加算
図書館	25 ㍻/人	6	閲覧者 1 人当り	0.4 人/㎡	常勤者分は別途加算

注1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間 1 日平均給水量ではない。

注2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別途加算する。

注3) 数多くの文献を参考にして表作成者の判断により作成。

## 2. 給水管の口径の決定

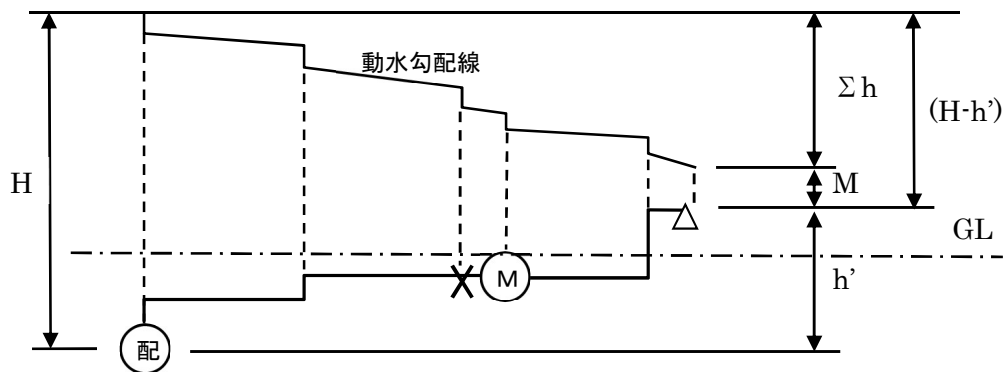
### (1) 動水勾配

給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時において、計画使用水量を十分に供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにする。

口径は、給水用具の立ち上がり高さとして計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、取り出し配水管の計画最小動水圧の圧力水頭以下となるよう計算によって定める。ただし、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動などを考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく。

給水用具の取り付け部においては、3～5 m程度の水頭を確保することとするが、最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合や先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合などは、給湯水洗やシャワーなどにおいて必要な水頭と水量を確保できるように設計する。

図 2 - 2 動水勾配線図



$$(h' - \Sigma h) < H$$

H : 計画最小動水圧の圧力水頭

$\Sigma h$  : 総損失水頭

M : 余裕水頭

$h'$  : 給水栓と配水管との高低差

$H-h'$  : 有効水頭

### (2) 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50mm 以下の場合にはウエストン公式による。口径 75mm 以上の管についてはヘーゼン・ウィリアムズ公式による。

【ウエストン公式】

$$h = \left( 0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087 d}{\sqrt{V}} \right) \cdot (l / d) \cdot (V^2 / 2g)$$

$$Q = \pi d^2 / 4 \cdot V$$

$h$  : 管の摩擦損失水頭 (m)

$d$  : 管の実内径 (m)

$V$  : 管内の平均流速 (m/s)

$l$  : 管長 (m)

【ヘーゼン・ウィリアムズ公式】



$$H = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

I : 動水勾配 =  $H/L \times 1,000$

H : 摩擦損失水頭 (m)

C : 流速係数 (管路全体として 110、直線部のみの場合は 130 が適当である。)

D : 管内径 (m)

Q : 流量 ( $m^3/s$ )

L : 延長 (m)

### (3) 給水用具、継手部等の損失水頭及び直管換算長

給水用具等の流量と損失水頭との関係 (実験値) は 1 例として (図 2-4) のとおりである。

直管換算長とは、給水用具、メーター、管継手部等による損失水頭がこれと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表わしたものをいう。直管換算長の求め方は、次のとおりである。

- ① 各種給水用具の標準使用流量に対応する損失水頭 (h) を (図 2-4) ~ (図 2-5) などから求める。個別の給水用具については製造会社の資料等を参考に決定する。
- ② (図 2-3) のウェストン公式流量図から、標準使用流量に対応する動水勾配 (I) を求める。
- ③ 直管換算長は (L) は、 $L = (h / I) \times 1,000$  である。

図 2-3 ウェストン公式流量図

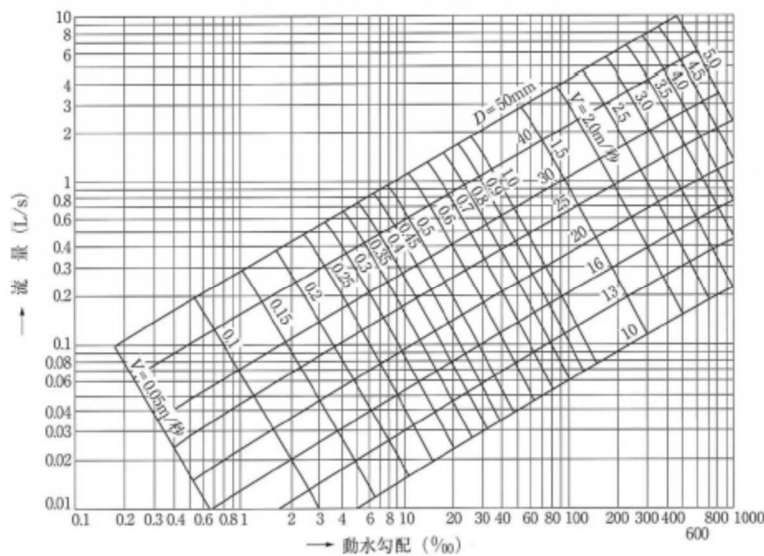


図 2-4 水栓類の損失水頭

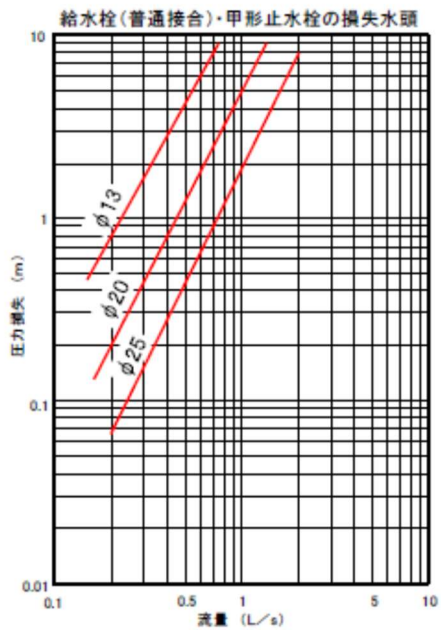
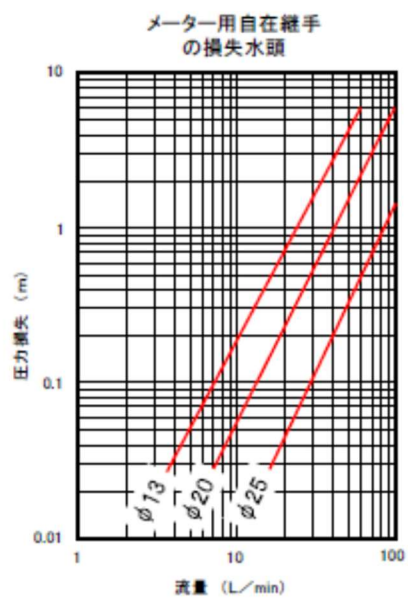
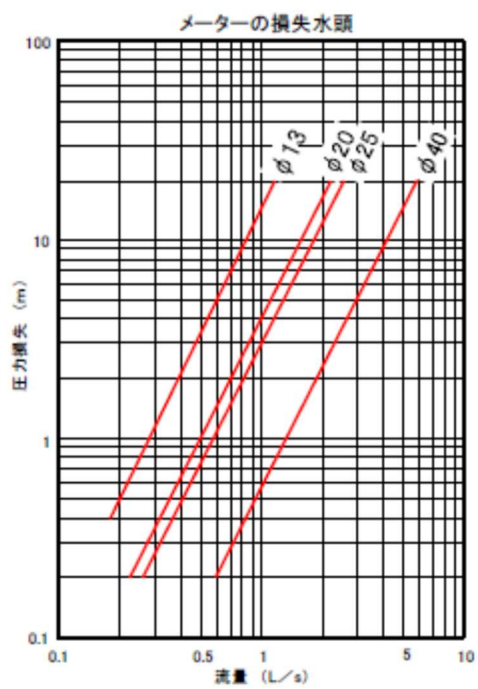


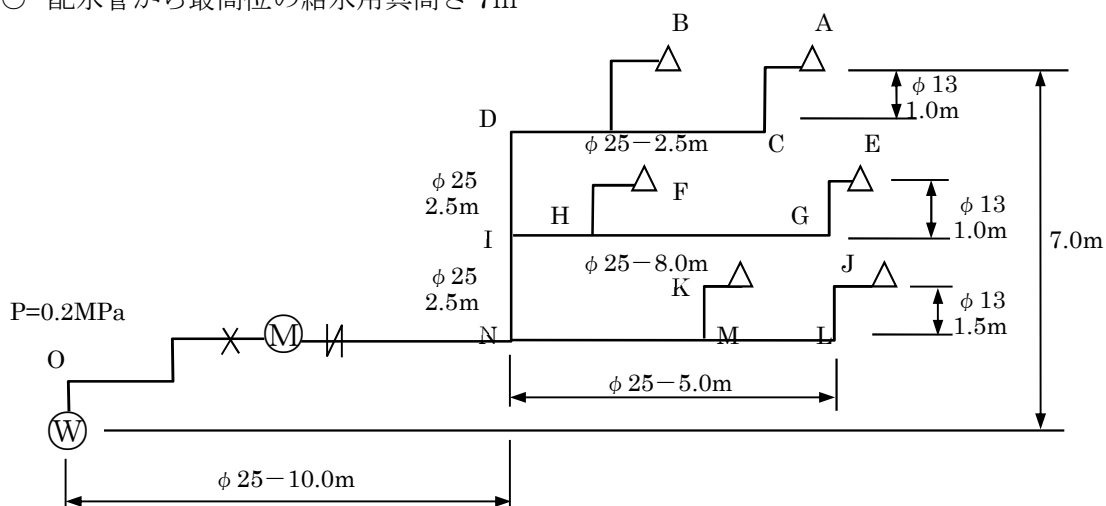
図 2-5 メーターの損失水頭



(4) 給水管の口径決定の計算例

【一戸建て直結直圧式の場合】水道施設設計指針 2012 より

- 配水管の水圧 0.2MPa (20.41m)
- 総給水用具数 6 個
- 配水管から最高位の給水用具高さ 7m



	区間	流量 ℓ/分	口径 mm	動水 勾配‰ A	延長 m B	損失水頭 m D=A×B /1000	立ち上がり 高さ m E	所要 水頭 F=D+E	備考
①	給水栓 A	12	13	給水用具		0.80	—	0.8	
	給水管 A~C	12	13	230	1.0	0.23	1.0	1.23	
	" C~D	12	25	13	2.5	0.03	—	0.03	
	" D~I	12	25	13	2.5	0.03	2.5	2.53	
	計							4.59	
②	給水栓 E	12	13	給水用具		0.8	—	0.8	
	給水管 E~G	12	13	230	1.0	0.23	1.0	1.23	
	" G~I	12	25	13	8.0	0.1	—	0.1	
	計							2.13	
③	給水管 I~N	24	25	48	2.5	0.12	2.5	2.62	
④	給水栓 J	20	13	給水用具		2.2	—	2.2	
	給水管 J~L	20	13	550	1.5	0.83	1.5	2.33	
	給水管 L~N	20	25	34	5.0	0.17	—	0.17	
	計							4.70	

	区間	流量 ℓ/分	口径 mm	動水 勾配‰ A	延長 m B	損失水頭 m D=A×B /1000	立ち上がり 高さ m E	所要 水頭 F=D+E	備考
⑤	N	44	25	120	10	1.2	1.0	2.2	
	H	44	25	逆流防止弁		0.9	—	0.9	
	Ⓜ	44	25	メーター		1.1	—	1.1	
	×	44	25	止水栓		0.9	—	0.9	
	分水栓	44	25	分水栓		0.4	—	0.4	
	計							5.5	

設置位置	給水用具名	給水用具 の口径	同時使用 給水用具	計画使用水量
A	大便器（洗浄タンク）	13mm	使用	12 ℓ/分
B	手洗器	13mm	—	—
C	台所流し	13mm	使用	12 ℓ/分
D	洗面器	13mm	—	—
E	浴槽（和式）	13mm	使用	20 ℓ/分
K	大便器（洗浄タンク）	13mm	—	—
計				44 ℓ/分

—計算—

①4.59m>②2.13m よって、I点での所要水頭は、4.59mとなる。

①4.59m+③2.62m=7.21m>④4.70m よって、N点での所要水頭は、7.21mとなる。

A～0の全所要水頭は、7.21m+⑤5.5m=12.71m<配水管の圧力水頭20.41m

よって、仮定した口径φ25mmは適当である。

なお、余裕水頭は20.41m-12.71m=7.70mとなる。

【集合住宅受水槽式の場合】厚生労働省給水装置データベースより

○ 配水管の水圧0.2MPa（20.41m）、○1LDK-20戸、2LDK-20戸

○ 受水槽流入口高さ4.5m、配水管から受水槽までの給水管延長15m

—計算—

一日計画使用水量=750 ℓ×20戸+875 ℓ×20戸=32,500 ℓ

受水槽容量=32,500 ℓ×1/2=16,250（よって17m<sup>3</sup>の受水槽とする）

平均使用水量=32,500 ℓ÷10h=0.90 ℓ/秒

給水管口径をφ40mmと仮定する。

各給水用具の損失水頭は、分水栓0.8m、止水栓0.5m、ボールタップ10mとする

（図2-5）よりメーターの損失水頭は0.5mとなる。

（図2-3）より給水管の動水勾配は、22‰で損失水頭は、15m×0.022=0.33mとなる。

全所要水頭は0.8+0.5+10+0.5+0.33+4.5=16.63mとなる。

よって、16.63m<20.41mであるので、仮定した口径は適当である。

## 1-4 三階直結直圧式給水

三階直結直圧式給水方式は、本管までの距離、最小動水圧、引き込み管の口径などにより、採用できるか否かを決定します。事前協議をお願いします。

### 1. 手続き

- (1) 下記の適用範囲及び設計の条件を満たしているか確認してください。満たしているか疑問がある場合は、事前にご相談ください。
- (2) 給水装置工事申込書の提出時に、協議書兼誓約書（本資料集 2-5）、その他必要書類を添付して提出してください。
- (3) 当該給水方式の採用の承諾可否は、設計審査時に回答します。

### 2. 適用範囲

#### (1) 対象地域

配水管最小動水圧が 0.25MP a 以上で、かつ必要とする水量を確保できること。  
最小動水圧は、24 時間の水圧測定を行いその結果から算出する。

#### (2) 実施条件

- ア 一戸建ての専用住宅、共同住宅、事務所、店舗等で給水する階層が地上三階以下であること。
- イ 三階部分に設置する給水栓の高さが配水管布設路面から 7.5m 以下であること。
- ウ 分岐元の配水管口径が、原則として  $\phi 75\text{mm}$  以上であること。

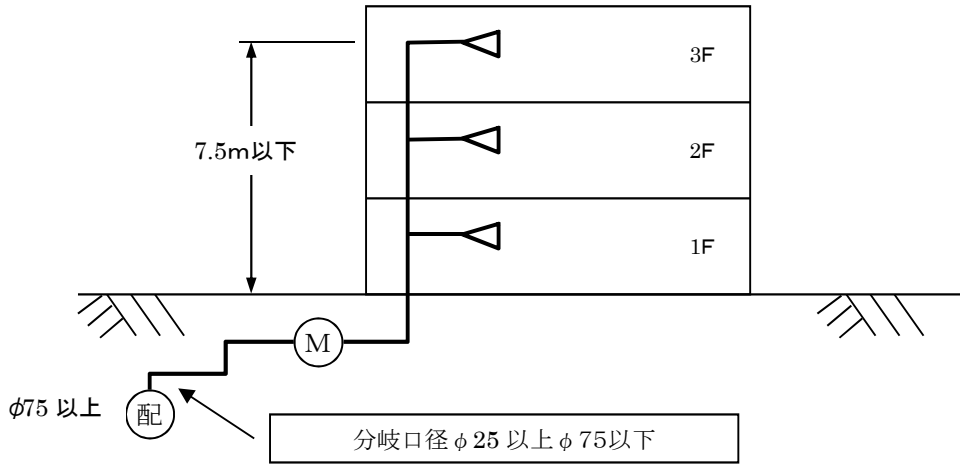
### 3. 設計について

- (1) 設計水圧は、0.25MP a とすること。
- (2) 給水管の管内流速は、2.0m/sec 以下とすること。
- (3) 給水管分岐口径は、原則  $\phi 25\text{mm}$  以上  $\phi 75\text{mm}$  以下とすること。ただし、水理計算上支障ない場合は  $\phi 20\text{mm}$  でも可とする。
- (4) 逆流防止対策をとること。

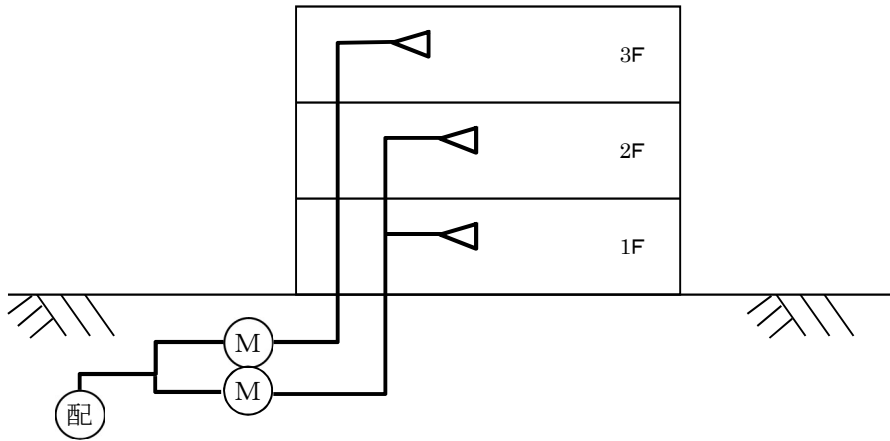
直結給水の拡大は、従来の給水装置に比べ給水栓の位置が高くなり、配水管の断水時や減水時に給水装置側の逆圧が大きくなる場合があるので、逆流防止措置は完全に行うこと。特に、既存の改造等では量水器二次側に逆止弁が未設置の場合があるので注意すること。

#### 4. 三階直結直圧式給水の配管例

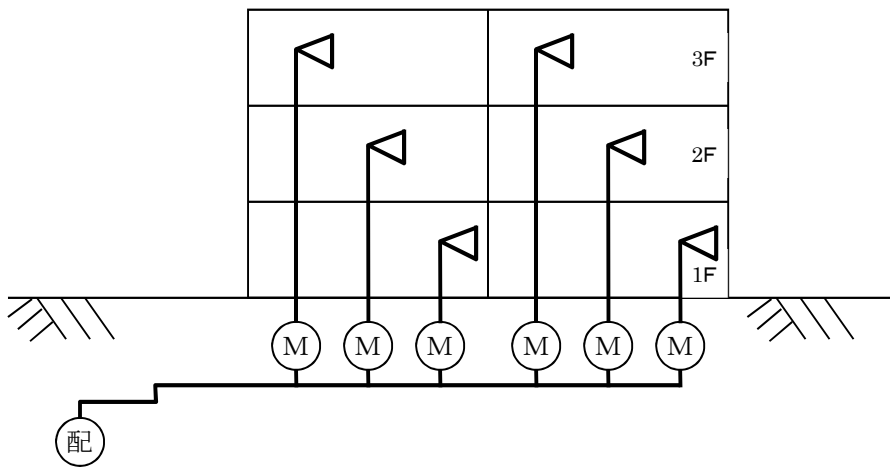
##### (1) 1戸建て専用住宅の例



##### (2) 1戸建て店舗併用住宅の例



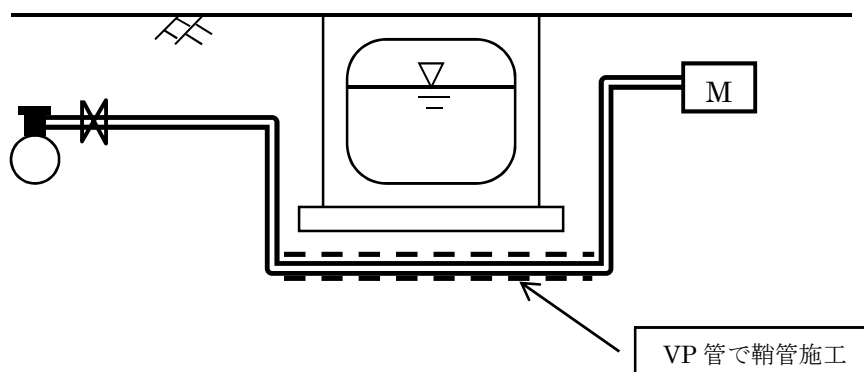
##### (3) 共同住宅の例



### 1-5 河川横断原則図

河川の横断方法は、河川管理者と十分協議し決定すること。標準的な施工方法は下記のとおりとする。

下越し（鞘管施工は、VP管とすること。）



## 1-6 道路占用・河川占用完了時提出書類

給水装置工事検査申請書類と同時に2部提出すること。

1 工事完了届（河川竣功届）

2 工事写真

- ・ 黒板を入れて写真内容の説明をすること。
- ・ A4の用紙に写真が3～4枚入るようにまとめること

撮影内容	枚数	説明
着前（全景）	1枚	
配管状況写真（全景）	1枚	
給水管埋設深確認	1枚	埋設深が確認できるようスタッフ、スケール等を入れること 最小埋設深 60cm 確保できているか確認すること
砂埋戻し状況	1枚	水路下越する場合は、さや管施工すること
砂水締め状況	1枚	
砂プレート仕上げ	1枚	
埋め戻し転圧状況	数枚	一層仕上がり厚さ 20cm ごと 1枚ずつ 復旧掘削は道路縁石を外し、L字側溝等は、カッターで切断し、現況復旧をする。当該復旧作業が確認できる写真
埋設表示テープの布設状況	1枚	
クラック防止テープ	1枚	県道のみ
舗装写真 路盤	1枚	路盤、舗装が確認できるようスケール等を入れること
〃 表層	1枚	
完成（全景）	1枚	



## 1-7 給水装置工事事業者指定制度について

令和元年10月から給水装置工事事業者の指定制度が改正され、5年ごとに更新手続きが必要となりました。新たに発行する事業者証から有効期間の記載が始まりますが、令和元年9月以前に発行した事業者証には期限の記載がありません。令和元年9月までに指定を受けた工事店の有効期限は、水道法により下表のように決められています。

### 1. 令和元年9月以前に指定を受けた場合の有効期限（全国共通）

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月～平成11年3月	更新済
平成11年4月～平成15年3月	更新済
平成15年4月～平成19年3月	更新済
平成19年4月～平成25年3月	令和5年9月29日まで
平成25年4月～令和元年9月	令和6年9月29日まで

### 2. 更新の手続き

島田市では、年1回集中受付を行う予定です。受付時期は、事業者ごとに異なりますので御注意下さい。手続前に研修会を開催しますので、御出席願います。

なお、研修会開催案内が届かない場合なども想定されますので、指定の有効期限については、各自にて御確認ください。

### 3. 更新制の導入の意義

給水装置工事事業者の指定制度は、以前から存在しましたが、指定の基準が水道事業者ごとに違っていたことや指定する水道事業者の給水範囲内に事務所を有することなどを条件としていたことから、新規参入を阻害しているとして平成10年に制度変更が行われました。この時、水道の専門の知識と技術を持つ者として国家資格「給水装置工事主任技術者」を設け、指定要件についても水道法に定め全国一律としました。現在でもこの要件に基づき、各水道事業者が工事店を指定しています。

しかし、間口が広がった結果、指定工事店が増加し、水道事業者は指定工事店の実態を把握できなくなってきました。並行して、無届工事や高額請求などのクレームが増えてきたことも問題視されるようになりました。

給水装置は、飲用水を運ぶ設備ですので人の生命、健康に直接かかわります。更新制度の導入には、廃止や移転した指定工事店の把握もありますが、給水装置工事を適正に施工するよう水道事業者が指定工事店を指導することも含まれています。

多くの工事店は、適正な手続きのもと基準を満たした施工を行っていますが、当市においても工事検査申請が提出されない、許可内容と違う施工をしたなどの事例があります。このような事業者を放置することは、水道法の基準を満たさない施工を招き、お客さまの不利益につながります。島田市では、平成25年4月に指定工事店の指定取り消し基準を

定めています。令和元年10月の水道法改正に伴い、基準も一部しましたので改正後の基準について公表させていただきます。

## 1-8 指定給水装置工事事業者の指定取消し等に関する基準

平成25年4月1日

令和2年1月28日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第25条の11第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び島田市水道事業給水条例（平成17年条例第165号。）第8条の規定による指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という）の指定の停止（以下これを「指定の取消し等」という。）の処分基準について、必要な事項を定めるものとする。

(処分の基準)

第2条 市長は、指定事業者について、別表第1に掲げる違反の事実がある場合であつて、同表に掲げる処分の要件を満たしていると認めるときは、当該指定事業者に対し、同表に掲げる処分の内容に定める処分を行うものとする。

2 前項の処分のうち、指定の効力の停止に係る期間は、違反の事実に応じ、別表第2に定めるところにより算定した違反点数により決定するものとする。

3 指定の効力の停止の期間の決定基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(処分基準点数の有効期間)

第3条 処分基準点数の有効期間は、市長が当該違反の処分を決定した日から起算して1年間とする。ただし、指定の取消し等の処分を受けた場合は、当該指定の取消し等の処分の根拠となった処分基準点数は、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和2年1月28日から施行する。

別表第1(第2条、第4条から第6条関係)

区分	関係法令条文 水道法及び 施行規則	連番	違反の事実	処分の要件	処分内容
指定要件 違反 (法第25 条の11第 1項第1 号)	法第25条の3 第1項第1号 施行規則第 21条	1	事業所ごとに給水装置工事主 任技術者を置かないとき。	相当の期間を定め、当該期間 内に休止届又は廃止届を提出 するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場 合	指定の 取消し
	法第25条の3 第1項第2号 施行規則第 20条	2	厚生労働省令で定める機械器 具を有しなくなったとき。	相当の期間を定め、欠けてい る機械器具を備え付けるよう 指導したにもかかわらず、こ れに従わなかった場合	
	法第25条の3 第1項第3号 イ 施行規則第 20条の2	3	心身の故障により給水装置工 事の事業を適正に行うことが できない者として厚生労働省 令で定める者であることが判 明したとき(個人の場合に限 る。)	相当の期間を定め、当該期間 内に廃止届を提出するよう指 導したにもかかわらず、これ に従わなかった場合	
	法第25条の3 第1項第3号 ロ	4	破産手続開始の決定を受けて 復権を得ない者であることが 判明したとき	左記の事実があった場合	
	第25条の3 第1項第3号 ハ	5	水道法に違反して、刑に処せら れ、その執行を終わり又は刑の 執行を受けることがなくなっ た日から2年を経過しない者で あることが判明したとき		
	第25条の3 第1項第3号 ニ	6	指定を取り消され、その取消し の日から2年を経過しない者 であることが判明したとき		
	第25条の3 第1項第3号 ホ	7	業務に関し、不正又は不誠実な 行為をしたとき。	左記の事実があった場合	指定取消 し又は停 止
	第25条の3 第1項第3号 ヘ	8	法人であって、その役員の内 に、上記3～7までのいずれか に該当する者がいることが判 明したとき	該当項目の例による	指定取消 又は停止

給水装置 工事主任 技術者選 任等義務 違反(法第 25条の11 第1項第2 号)	第25条の4 第2項 施行規則第 22条	9	給水装置工事主任技術者を選 任、又は解任の届出をしないとき。	相当の期間を定め、当該期間 内に選任届又は解任届を提出 するよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場 合	指定の 取消し
	第25条の4 第1項及び 第3項	10	給水装置工事主任技術者が2以 上の事業所において選任され、 その職務を行うことに支障が あると認められるとき。	相当の期間を定め、当該期間 内に2以上の兼務を解消する ために必要な解任届を提出す るよう指導したにもかかわらず、これに従わなかった場合	指定の 停止
届出義務 違反(法第 25条の11 第1項第 3号)	第25条の7 施行規則第 34条	11	事業所の名称及び所在地等 の変更届を提出しないとき又は 虚偽の届出をしたとき。	相当の期間を定め、当該期間 内に事業所の名称及び所在地 等の変更届を提出するよう 指導したにもかかわらず、こ れに従わなかった場合又は虚 偽の届出をした場合	指定の 取消し
	第25条の7 施行規則第 35条	12	休止届、廃止届、再開届を提出 しないとき又は虚偽の届出を したとき。	相当の期間を定め廃止届、休 止届、再開届を提出するよう に指導したにもかかわらず、 これに従わなかった場合又は 虚偽の届出をした場合	指定の 取消し
事業の運 営基準違 反 (法第25 条の11第 1項第4 号)	第25条の8 施行規則第 36条第1号	13	給水装置工事ごとに給水装置 工事主任技術者を指名しな かったとき。	相当の期間を定め指定するよ う指導したにもかかわらず、 これに従わなかった場合	指定の 停止
	第25条の8 施行規則第 36条第2号	14	配水管から分岐して給水管を 設ける工事及び給水装置の配 水管への取付口から水道メー ターまでの工事を施工する場 合において、当該配水管及び他 の地下埋設物に変形、破損そ 他の異常を生じさせることが ないよう適切に作業を行うこ とができる技能を有する者を 従事させ、又はその者に当該工 事に従事する他の者を実施に 監督させないとき。	左記の事実があった場合	指定の 停止

	第 25 条の 8 施行規則第 36 条第 3 号	15	市長の承認を受けた工法工期 その他の工事上の条件に適合 しない工事を施工したとき。	左記の事実があった場合	指定の 停止
	第 25 条の 8 施行規則第 36 条第 5 号 イ	16	水道法施行令第 6 条に規定する 基準に適合しない給水装置を 設置したとき。		
	第 25 条の 8 施行規則第 36 条第 5 号 ロ	17	給水管及び給水用具の切断、加 工、接合等に適さない機械器具 を使用したとき。		
	第 25 条の 8 施行規則第 36 条第 6 号	18	指名した給水装置工事主任技 術者に、施行した給水装置ごと に工事記録を作成させなかつ たとき、又は当該記録をその作 成の日から 3 年間保存しなかつ たとき。		
工事施行 に関する 義務違反 項目 (法第 25 条の 11 第 5 号、第 6 号、第 7 号)	法第 25 条の 9	19	給水装置の検査の際、市長の求 めに対し、正当な理由なく給水 装置工事主任技術者を検査に 立ち合わせないとき。	左記の事実があった場合	指定の 停止
	法 25 条の 10	20	給水装置工事に関する報告又 は資料の提出の求めに対し、正 当な理由なくこれに応じず、ま たは虚偽の報告若しくは資料 の提出をしたとき。		
	法第 25 条の 11 第 1 項第 7 号	21	施行した給水装置工事が水道 施設の機能に障害を与え、又は 与えるおそれ大きいとき。		
不正申請 (法第 25 条の 11 第 1 項第 8 号)	第 16 条の 2 第 1 項	22	不正の手段により指定業者と しての指定を受けたとき。	左記の事実があった場合	指定の 取消し

別表第2(第2条関係)

連番	違反の事実	単 位	処分基準点数
7	業務に関し、不正又は不誠実な行為をしたとき。		
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	1回につき	3点～14点
	② 道路占用許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	1回につき	3点～8点
	③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	1回につき	2点～6点
	④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき	1回につき	3点～8点
	⑤ 指定の停止の処分又は別表3の文書注意を受けた日から1年を経過する日までに当該停止処分等の原因となった違反行為と同じ違反行為を行ったとき。	1回につき	2点～14点
	⑥ その他の違反行為 ア 市長の承認を受けずに工事を施行したとき。 イ 工事完成后、市長の工事検査を受けなかったとき。 ウ ア及びイ以外の違反行為があったとき。	1回につき 1回につき 1回につき	2点～8点 2点～6点 市長が定める 点数
10	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所において選任され、その職務を行うことに支障があると認められるとき。	1回につき	2点～4点
13	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	1回につき	2点～4点
14	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	1回につき	2点～4点
15	市長の承認を受けた工法・工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	1回につき	2点～4点
16	水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	1回につき	2点～4点
17	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	1回につき	2点～4点

18	指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	1回につき	2点～4点
19	給水装置の検査の際、市長の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。	1回につき	2点～4点
20	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	1回につき	2点～4点
21	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。	1回につき	2点～8点

※処分内容は、各処分事由に関する最も重い処分を示している

別表第3(第1条関係)

処分基準点数	処分等の内容
3点以下	文書による注意
4点又は5点	1月間の指定の効力の停止
6点又は7点	2月間の指定の効力の停止
8点又は9点	3月間の指定の効力の停止
10点又は11点	4月間の指定の効力の停止
12点又は13点	5月間の指定の効力の停止
14点以上	6月間の指定の効力の停止

## 第2章 様式集

### 2-1 土地家屋使用承諾

#### 土地家屋使用承諾について

年 月 日

島 田 市 長 あて

住 所

給水装置申込者

氏 名

印

給水装置設置場所

---

この度、給水装置設置のため、下記のとおり使用する土地家屋所有者の承諾を得ましたので届け出ます。なお、紛争が生じた場合は当事者間で責任を持って解決し、島田市には一切異議を申し立てません。

所有権移転時、新所有者に上記内容を重要事項として説明し継承します。

記

#### 土地家屋使用承諾書

上記、給水装置工事施工のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。

年 月 日

承諾者 住所

氏名

印

使用する土地家屋住所



## 2-2 給水管分岐承諾

### 給水管分岐・増径承諾について

年 月 日

島 田 市 長 あて

住 所  
給水装置申込者  
氏 名

印

給水装置設置場所

この度、給水装置設置について、下記のとおり給水管の分岐（増径）の承諾を得ましたので届け出ます。なお、水圧低下、出水不良について紛争が生じた場合は当事者間で責任を持って解決し、島田市には一切異議を申し立てません。

所有権移転時、新所有者に上記内容を重要事項として説明し継承します。

記

#### 給水管分岐承諾書

上記、私所有の給水装置から分岐することを承諾します。

年 月 日

承諾者 住所  
氏名

印

門標番号又は所在地



## 2-4 貯水槽維持管理に関する確認書

### 貯水槽維持管理に関する確認書

島 田 市 長 あて

島田市給水装置設置工事指針に基づき、  
島田市\_\_\_\_\_の給水装置申込書に記載された  
給水装置等の管理について、下記の内容を確認し、必要な対応・支払いをすることを承諾し  
ます。

年 月 日

住所

氏名

印

連絡先

#### 〈確認項目〉

1. メーターは、市の検針に支障がない位置に設置すること。施錠箇所内への設置する場合は、市の検針に支障がでないよう必要な措置を講じること。
2. 受水槽二次側にメーターを設置する場合は、一次側にも水道メーター（以下「受水槽管理メーター」という。）を設置すること。
3. 受水槽管理メーターは、市が貸与し、市は他のメーターと同様に完成検査、検針、取替を実施する。
4. 受水槽は、年一回以上清掃を行うこととし、清掃に必要な水は共用栓等、受水槽へ直接給水している水以外を使用すること。
5. 3に係る費用は市が負担し、3以外の費用は設置者の負担とする。
6. 受水槽管理メーターに関する「検針のお知らせ」は原則省略する。ただし、漏水の疑いなど、水量に疑義が生じた場合は、市は速やかに連絡を行うものとする。
7. 検針の結果、受水槽管理メーターの一次側と二次側の水量に量合計に著しい差が生じた場合は、差分の水量に対し、市は水道料金を請求できるものとする。

この場合の請求額は、上記差の9割以内で水量を認定し、その水量にメーターの口径に応じた従量料金を乗じて算定する。

但し、6の連絡後、次回検針までに漏水修繕が完了した場合は、市はその料金を請求しない。

2-5 三階直結直圧給水協議書兼誓約書

三階直結直圧給水協議書 兼 誓約書

年 月 日

島 田 市 長 あて

申込者 住 所  
氏 名 印

下記の建物について、三階直結直圧給水を申込したく、協議いたします。承認の上は、誓約項目ア～ウの条件を遵守します。

【対象建物】

1	給水装置設置場所	島田市
2	建物概要	一戸建ての専用住宅、共同住宅、事務所、店舗
3	3階設置給水栓説明	配水管布設路面から m、水栓数 栓
4	分岐元配水管口径	mm
5	最小動水圧 0.25Mpa 以上	Mpa
6	静水圧	Mpa
7	指定給水装置工事事業者	工事店名 担当者
8	添付書類（給水装置申込書と同時提出の場合省略可）	位置図、平面図、立面図、水圧測定位置図、水圧測定結果（24時間結果表添付）

【誓約項目】

- ア 主管は、三階まで同一口径で配管します。
- イ 逆流防止装置は、必ず設置します。
- ウ 完成後、水圧・水量に支障が生じて、異議の申し立てを致しません。

(市記入欄)	協議日	年	月	日	(市担当者)
協議結果					
<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可      理由：					
<input type="checkbox"/> 指示項目					
三階直結直圧給水について承認します。					
給水装置申込書受付番号 _____					
承認日： 年 月 日				島田市水道課長 印	
課長印ないものは無効					

(R2.2改正)

## 2-6 分譲地等の止水栓止工事

### 誓約書

年 月 日

島田市 長 あて

住 所

給水装置申込者

氏 名

印

この度、下記工事場所において給水装置設置工事を申し込むにあたり、下記条件を遵守し島田市には一切異議を申し立てないことを誓約いたします。

#### 記

1. 設置工事場所

島田市

地先

2. 給水装置の規模

管種 \_\_\_\_\_ 口径 \_\_\_\_\_ mm × \_\_\_\_\_ m

止水栓口径 \_\_\_\_\_ mm × \_\_\_\_\_ 箇所

3. 当該工事にて設置した給水装置の維持管理及びその経費は申込者において負担します。

4. 当該工事にて設置した給水装置の所有権については売買契約締結と同時に買受人にその所有権を譲渡します。売買契約時、買受人に当該給水装置の各戸引き込み部分と共用部分の所有権の所在及び維持管理の責務等を重要事項として説明し継承します。

5. 当該工事にて設置した給水装置が不要になった場合は申込者の負担で撤去します。

6. 水道法、島田市水道事業給水条例等関係法令を遵守します。

## 2-7 自家水との分離（クロスコネクション）

### 誓約書

令和 年 月 日

島田市長 へ

住所

給水装置申込者

氏名

印

下記の給水装置の設置場所には、水道水以外の水源がありますが、指針のとおり、水道水の配管と他の自家水の配管を物理的に分離し、バルブ等による切り替え配管等も行わないことを誓約します。

また、物理的に接続があった場合には、市において即時給水停止措置をすることについても承諾し、市に意義申し立てしないことを誓約します。

#### 記

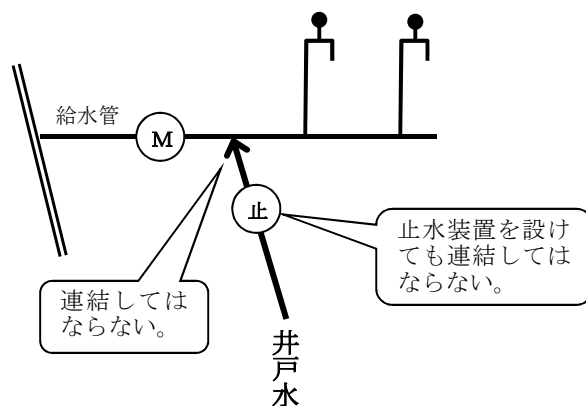
給水装置の設置場所

島田市

指針抜粋： クロスコネクション（水道水以外との接続）の禁止

ア 給水管に当該給水装置以外の水管、機械、設備等を直接連結することはしないでください。井戸水と水道水を混合水栓で使うなど、止水装置で切り替えする配管方法は禁止です。過去に国内でこうした配管による水質汚染の事例が複数でております。物理的に切り離しをして使用するようお願いいたします。給水装置と接続されやすい配管の例は、次のとおりです。

- (ア) 自家井戸水、共同井戸水、農業・工業用水、再生利用水の配管
- (イ) 受水槽以下の配管
- (ウ) プール、浴槽等の循環用の配管
- (エ) 水道水以外の給湯配管
- (オ) 水道水以外のスプリンクラー配管
- (カ) ポンプの呼び水配管
- (キ) 雨水管
- (ク) 冷凍機の冷却水配管
- (ケ) その他排水管



## 2-8 所有者変更届出書

様式第5号（第8条関係）

### 給水装置所有者変更届出書

年 月 日

島田市長

住所

旧所有者

氏名

住所

新所有者

氏名

電話番号

給水装置の所有者を変更したので、島田市水道事業給水条例第23条第2項の規定により届け出ます。

給水装置設置場所	
変更の理由	
旧所有者又は新所有者が連署できない場合は、その理由	

2-9 給水装置分岐工事連絡表

## 給水装置分岐工事連絡表

島田市水道課 行

1. 水道課承認時指示事項（島田市→工事店）

承認番号	年度 第 号
承認日	年 月 日
立ち会い施工省略の可否	省略可 ・ 省略無

2. 分岐工事 日時連絡（工事店→島田市）

工事店名	
工事店連絡先	
現場担当者	
現場連絡先	
給水装置場所	島田市
道路河川占用申請 許可番号	第 号
分岐工事 施工予定日	年 月 日 ( )
立ち会い予定時間	: ※立ち会い有のみ記載

【注意事項】

- 1 分岐工事は、原則水道課職員の立ち会いにより実施しますが、過去の施工評価等により立ち会いを省略します。省略要件は、指針で御確認ください。
- 2 分岐工事の1週間前までにFAX又はメールにて報告をお願いします。
- 3 道路・河川占用許可を受けている場合は、許可番号をご記入ください。
- 4 立ち会い日及び予定時間の変更があった場合は、電話連絡をお願いします。
- 5 道路・河川占用許可を受けている場合は、着手届の写しも送信ください。
- 6 提出先 水道課 FAX 0547-37-8004

e-mail suidou☆city.shimada.lg.jp (☆を@に置き換え)

メール件名：「立合予定日の申込」



## 2-10 工事検査申請書

様式第2号（第5条関係）

### 工事検査申請書

島田市長

次のとおり完成しましたので、島田市水道事業指定給水装置工事事業者規則第5条の規定により工事検査を申請します。

委託人 (使用者)	住所			
	氏名			
給水装置 設置場所				
完成年月日	年	月	日	
申請年月日	年	月	日	許可年月日 年 月 日
栓数	個	請負金額		円
<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者（指定給水装置工事事業者） 住所  氏名</p>				

### 第3章 料金表

#### 3-1 加入分担金（令和元年10月1日現在）

メーター口径	加入分担金
13 <sup>ミリ</sup>	20,240 円
20 <sup>ミリ</sup>	32,010 円
25 <sup>ミリ</sup>	49,060 円
30 <sup>ミリ</sup>	70,400 円
40 <sup>ミリ</sup>	127,050 円
50 <sup>ミリ</sup>	200,750 円
75 <sup>ミリ</sup>	440,990 円
100 <sup>ミリ</sup>	788,150 円

\*メーター1個当たりの額となります。

\*増径の場合は、差額となります。

\*給水装置の申請には、加入分担金とは、別に設計審査、工事検査手数料 6,000 円が必要となります。

#### 3-2 各種手数料（令和元年10月1日現在）

区 分	1件当たりの金額	備 考
（給水装置申請）設計審査手数料	3,000 円	設計書1通毎
（給水装置申請）工事検査手数料	3,000 円	設計書1通毎
使用証明手数料	300 円	
指定給水工事事業者指定手数料（新規・更新）	8,000 円	1事業所毎